**特別養護老人ホーム　山科すみれ園**

**高齢者虐待防止のための指針**

**１　高齢者虐待防止に関する基本的考え方**

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。本事業所では高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 身体的虐待 | 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。 |
| 介護や世話の放棄放任（ネグレクト） | 高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。 |
| 心理的虐待 | 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 |
| 性的虐待 | 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 |
| 経済的虐待 | 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 |

**２　高齢者虐待防止委員会に関する事項**

1. 当施設では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって**「高齢者虐待防止委員会」**を設置します。本委員会の運営責任者は当施設の施設長とし、委員は介護支援専門員、生活相談員、看護職員、介護職員、事務員より選出するとともに、必要に応じ第三者を委員として指名することができるものとします。また、虐待防止に関する措置を適切に実施するために高齢者虐待防止の担当者を次の様に定めます。

担当者氏名：藤原　圭一郎　　職種：副施設長兼相談支援課長

1. 身体拘束適正化委員会は取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議や法人内別事業と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合があります。会議の実施にあたっては通常の会議形式の他、リモート会議形式等を用いる場合があります。
2. 虐待防止検討委員会は隔月開催を原則とするとともに、必要に応じて施設長が招集します。
3. 虐待防止検討委員会の議題は、以下の様な内容を中心に協議するものとします。

|  |
| --- |
| ・虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること・虐待防止のための指針やマニュアル整備、及び人権意識等への職員研修に関すること・虐待予防や早期発見に向けた取組、及び虐待が発生した場合の対応に関すること・虐待等について職員が相談や報告が出来る体制整備、及び虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること・虐待の発生原因等の分析と再発防止に関すること、及びその対策の評価に関すること |

**３　高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針**

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

1. 定期的な研修の実施（年2回以上）
2. 新任職員への研修の実施
3. その他必要な教育・研修の実施
4. 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管（データによる保管含む）

**４　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針**

1. 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
2. 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

**５　虐待等が発生した場合の相談報告体制**

1. 入居者、入居者家族等から虐待の通報を受けた場合、あるいは他の職員等による入居者への虐待を発見した場合、または事業所内で虐待等が疑われる場合は、本指針に従い高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
2. 高齢者虐待防止担当者は報告を受けた後、運営責任者である施設長に速やかに報告するとともに、臨時の高齢者虐待防止委員会を緊急招集します。報告者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払うためにも、臨時委員会のメンバーは施設長が協議に必要とした委員、又は役職者等に限定し、情報の確認方法や役割分担を協議した上で、虐待を行った可能性がある当人及び関係者から事実確認を行います。これら確認の経緯は時系列で概要を整理し記録に残します。
3. 虐待の事実が確認された場合には速やかに被害入居者の安全を確保するとともに、市町村等に報告・相談を行います。また、虐待の再発防止に向けて必要な対策を講じるとともに、当該事案を委員会にて検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
4. 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。

**６　成年後見制度の利用支援**

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

**７　虐待等に係る苦情解決方法**

1. 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
2. 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
3. 対応の結果は相談者にも報告します。

**８　当指針の閲覧について**

　当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

**９　その他**

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

付則

２０２４年３月１日より施行します。